

●猪名川系下水排除基準

事業場の平均排水量 対象物質又は項目		特定事業場の平均排水量			非特定事業場		
		30m ³ /日未満	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	1,000m ³ /日未満	1,000m ³ /日以上 5,000m ³ /日未満	5,000m ³ /日以上
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	1	1	1	1	1	1
	有機燐化合物	1	1	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10	10	10	2	2	2
	ふっ素及びその化合物	8	8	8	8	8	8
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10	10	10	10
	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	[380]	[380]	[380]	[380] [(125)]	[380] [(125)]	[380] [(125)]
	環境項目等	フェノール類	5	5	5	5	5
銅及びその化合物		3	3	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物		2	2	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)		10	10	10	10	10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)		10	10	10	10	10	10
クロム及びその化合物		2	2	2	2	2	2
水素イオン濃度(pH)		5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)
生物化学的酸素要求量(BOD)		600	600	600	600 (300)	600 (300)	600 (300)
浮遊物質質量(SS)		600	600	600	600 (300)	600 (300)	600 (300)
抽出物質含有量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	5	5	5	5	4
	鉱油類	30	30	30	30	20	10
	動植物油脂類	[240]	[240]	[240]	[240]	[240]	[240]
	窒素含有量	[32]	[32]	[32]	[32]	[32]	[32]
	燐含有量	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)
温度	220	220	220	220	220	220	
沃素消費量	色又は臭気	放流先で支障をきたす ような色又は臭気を帯 びていないこと	放流先で支障をきたす ような色又は臭気を帯 びていないこと	放流先で支障をきたす ような色又は臭気を帯 びていないこと	放流先で支障をきたす ような色又は臭気を帯 びていないこと	放流先で支障をきたす ような色又は臭気を帯 びていないこと	

備考 1. 水素イオン濃度、温度を除きすべてmg/Lである。
 2. ()内は製造業又はガス供給業に対する排除基準である。
 3. []内の基準値は指導目標値である。
 4. ■に適合しない排水を流すと、処罰される場合があります。
 □に適合しない排水を流すと、水質改善のために除害施設を設置する命令や排水を一時停止するよう命令される場合があります。